



基安労発 0329 第 2 号
令和 4 年 3 月 29 日

独立行政法人
労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援につきましては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）においても働き方改革の重要なテーマの 1 つに位置づけられており、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場や医療機関における支援の取組の促進を図っているところです。

このような中で、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、平成 30 年度診療報酬改定において、がん患者に対して主治医と産業医の連携等を評価する「療養・就労両立支援指導料」（以下、「両立支援指導料」と言う。）が新設されました。さらに、令和 2 年度診療報酬改定において、対象疾患については、がんのほかに、脳血管疾患、肝疾患及び指定難病が追加され、企業側の連携先についても、産業医のほかに、患者が勤務する事業場において選任されている総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び労働者の健康管理等を行う保健師が追加される等の拡充が行われました。

両立支援指導料は、がん等の患者が企業と共同で作成した勤務情報を記載した文書を受け取った保険医療機関の医師が、当該患者に対して就労の状況を考慮して療養上の指導を行い、産業医等に対して当該患者の治療と仕事の両立に必要な情報を提供した場合等に算定することができるものです。

今般、令和 4 年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立を推進する観点から、対象疾患に心疾患、糖尿病及び若年性認知症が追加されるとともに、企業側の連携先に衛生推進者が追加される等の更なる拡充が行われました。

両立支援指導料は、事業場と医療機関が連携し、治療と仕事の両立支援の充実を図る上で重要な役割を果たすものですので、貴殿におかれましては、事業場に選任されている産業医等に対して本診療報酬改定についての周知を図り、両立支援の推進に係る適切な対応が促進されるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。